

学術賞規程

第1条 趣旨

本規程は、定款第4条に基づきに基づき授与する日本統合医療学会学術賞（英文名：Integrative Medicine Japan Established Investigator Award）（以下「学術賞」という）について定める。

第2条 受賞の対象

1. 学術賞は、日本統合医療学会（以下「本会」という）会員で将来の統合医療学の進歩に寄与する顕著な研究を発表し本会の発展に大いに期待される会員を選考し、学術賞を授与する。ただし、研究業績はその主要部分が日本国内でおこなわれたものに限る。
2. 本学会会員であり、会員歴3年以上のもの。
3. 学術賞授与は毎年原則1名とする。

第3条 選考

学術賞受賞者の選考は、別に定める「学術賞選考規程」による。

第4条 授賞式及び講演会

1. 学術賞授賞者には賞状及び5万円相当の副賞を贈る。
2. 学術賞受賞者は、学術総会においてその業績について受賞講演をおこない、かつ、日本統合医療学会誌に受賞業績に関する総説を投稿する。なお、この投稿に関する掲載料は免除する。

第5条 変更

本規程の変更は理事会の議を経たのち、総会にて報告するものとする。

附則

この規程は2024年9月16日より施行する。